

# ブランデンブルク州との比較にみる ザクセン・アンハルト州における 3 県庁設置と州首都選定過程

寺 迫 剛

## 1. はじめに

わが国では、道州制の導入をめぐる議論における現状の都道府県の扱いについて、東京や沖縄などの例外を除き、いわば無意識の一般的な前提として全国一律でその存廃を論じることが当然視される傾向にある。

本稿が対象とするドイツの中層官庁の事例はこれとは対照的に多様性に満ちている。すなわち、ドイツ各州において州政府と自治体の間に位置づけられる中層行政組織、筆者が県庁と訳すこの行政組織についての、そもそもの有無や存廃あるいは制度設計をめぐる多様性である<sup>1</sup>。本稿の考察では、その具体的な事例として、ドイツ再統一にともない旧 DDR（東ドイツ）地域に導入された 5 つの新連邦州の中でも、州の人口・面積共に同程度に比較しうるブランデンブルク州とザクセン・アンハルト州について、前者は県庁を設置しなかったのに対し、後者は州下に 3 つの県庁を設置することになった経緯について考察する。

## 2. 先行研究と理論的枠組み

### 2. 1. 先行研究

そもそもドイツにおける県庁は、Bogmil und Jann (2009)によれば、19 世紀に縦割りの所管を地域レベルで再び統合するための地域的結節官庁 (regionale Bündelungsbehörde) として成立したもので、現在においても州省庁と自治体との中間に位置して「まとめ調整および監査機能 (Bündelungs-

Koordinierungs-, und Kontrollfunktionen)」を担う<sup>2</sup>。よって県庁の担当領域は一般的に、警察案件から自治体・教育・建築土木関連の監査や都市計画に至るまで幅広い。

近年のドイツ中層官庁をめぐる議論について、例えば Bogumil (2007) がこれまでの議論を包括的にまとめている<sup>3</sup>。それによれば、1990 年代は NPM (New Public Management) のドイツ的な解釈とも言える NSM (Neues Steuerungsmodell) を指向した自治体改革が推進された<sup>4</sup>。改革の表舞台は主に郡や市町村の自治体レベルであり州レベルは抑制的に推移した。そして 1999 年のバーデン・ヴュルテンベルク州の県庁改革を皮切りに、州レベルでの行政構造改革への取り組みが本格化した。ボグミルは 3 つの都市州を除く 13 州を総括し、その行政構造と改革動向を分類している。それによれば、ザクセン・アンハルト州は包括的な機能を持つ中層官庁を有する 3 層制の行政構造、ブランデンブルク州はこれを有さない 2 層制の行政構造に分類される。

Bogumil を代表とする一般的な分析は、制度間のパフォーマンスを比較したものであり、2 層制と 3 層制の行政構造のどちらが合理的であるかについては、行政学者間の評価すら一様でない指摘している。例えば Bogumil や Jann などが 3 層制の行政構成構造を肯定的に認識している一方で、Hesse や Ellwein などは立場を異にする。Ellwein und Hesse (Hrsg.) (1985) は当時のドイツにおける官僚制論において、すでに行政簡素化 (Verwaltungsvereinfachung) を疑問の余地のないテーマであるとしている<sup>5</sup>。その立場は一貫しており、Hesse (2011) は 2005 年 1 月 1 日からのニーダーザクセン州の 3 層制から 2 層制の行政構造への移行に至る過程に随伴して考察し、これを肯定的に評価している<sup>6</sup>。

しかし筆者の疑問は、2層制と3層制をめぐる制度自体の評価だけにとどまらない。ある制度が導入される、あるいは制度改革されるに至る政策過程についても、同時に考察すべきであると考えている。極端な場合、非合理的な制度設計が何らかの要因で政策過程を通じて選択されることも、可能性としてありうるのではないかという疑問である。

さらに、そもそもなぜDDR地域は5つの新連邦州に再編されたのか。Wollmann (2002) はドイツ再統一時のDDR地域における州制度の導入について、その制度設計に関して、2州とする案から3州、4州とする案、隣り合う在来連邦州と新連邦州とを合併させる案、さらには在来連邦州を含めて7州あるいは8州に再編する案など複数の構想があったことを明らかにしている<sup>7</sup>。しかし、結局1952年に廃止された5州に則った現在の枠組みとなった場合の下位の地域的枠組みについての言及はみあたらない。

よって本稿は新連邦州の地域的枠組みについて関心を寄せつつ、州ごとに異なる中層官庁を有するに至ったことについて考察を進める。具体的には、ブランデンブルク州の2層制とザクセン・アンハルト州の3層の制度としての違いと、異なる制度を選択するに至った政策過程についての考察である。

## 2.2. 理論的枠組み

本稿では、ブランデンブルク州と比較しつつ、ザクセン・アンハルト州が3県庁を有する3層制の行政制度を構築するに至った過程を、その制度設計だけでなく、政策過程も含めた視点から考察するための理論的枠組みとして、拒否権プレイヤー論の文脈を用いる。

Tsebelis (2002) に代表される拒否権プレイヤー論とは、ある政策が変更されるか否かを、政策過程に不可欠なアクターそれぞれが選好する政策と、現状の政策 (status quo) との政策平面状の位置関係から論じるアプローチである<sup>5</sup>。拒否権プレイヤーとは、任意の政策変更を実現するために必要不可欠なアクター、言い換えれば政策案に反対して政策過程を堰き止めることができるアクターを指す。拒否権プレイヤー論の優れている点としては、この拒否権プレイヤーの数とその選好

を分析の「ものさし」とすることで、ほぼあらゆる多様な制度間での包括的な比較を可能とすることが挙げられる。ただし、本稿が考察の対象とする両州は、制度的には共にほぼ同一の政策過程を有する。よって本稿においてむしろ重要となるのは、同じ制度に下であっても、政策過程における実際の拒否権プレイヤーが誰であるかを見極めることである。

拒否権プレイヤー論は、どのような条件で政策変更が実現するかを明らかにする。政策過程の進行に不可欠な拒否権プレイヤーはそれぞれの選好を有する。そして政策領域をあらゆる平面上において、自らの選好と現状の政策 (status quo) とを結んだ直線を半径とする同心円上あるいはその内側にある任意の点、すなわち、アクターにとって現状の政策と同程度あるいはそれよりも好ましいと思われるいずれの政策にも合意だろうとしている。これをアクターにとっての現状打破集合あるいは現状打開圏 (the winset of the status quo) と呼ぶ。政策変更が実現するのは、政策領域を表す平面上において、全ての拒否権プレイヤーの現状打破集合が重なり合う一定の領域が存在する場合に限られる。このことから一般的に導かれる結論として、拒否権プレイヤーの数が増加する程、あるいは拒否権プレイヤー間の距離が拡大する程、政策が変更される可能性は縮小するとされる。

拒否権プレイヤー論を用いたドイツの事例研究としては、例えば König and Troeger (2005) が挙げられる<sup>9</sup>。1961年から1994年までのドイツ連邦共和国 (西ドイツ) の財政政策において、CDU (キリスト教民主同盟)、SPD (ドイツ社会民主党)、FDP (自由民主党) の選好がどのように反映されているかについて考察したものであり、拒否権プレイヤー論の有効性を実証している。ただし、考察では党派的拒否権プレイヤーとしての各政党だけでなく、政府自体も独立した拒否権プレイヤーとして位置づけているのが特徴である。また時系列的な分析においては、各拒否権プレイヤーの選好自体が時に応じて変化することに注意を喚起している。

上述の先行研究と理論的枠組みを踏まえ、本稿では以下の通り考察を進める。ブランデンブルク州とザクセン・アンハルト州における、拒否権プレイヤーを認識する。次に、拒否権プレイヤー論

を用いての分析には、現状の政策 (status quo) を認識することが不可欠である。Bull (2009) は、ドイツにおける 1806 年以降の官僚絶対主義 (bürokratischer Absolutismus) および 1990 年のドイツ再統一に際しての在来連邦州から新連邦州への支援の事例から、行政がドイツの国民国家としての統合に決定的約割りを果たしたと指摘している<sup>10</sup>。これは在来連邦州からもたらされた制度が、新連邦州での新たな州制度構築に際してのたたき台として機能したことをうかがわせる。よって本稿では、政策過程の出発点となる現状の政策 (status quo) として、両州の制度構築を支援した提携在来州の制度を認識する。なお、予算のように毎年継続して繰り返される政策過程とは異なるため、統計的手法は用いない。

考察を通じて、ブランデンブルク州とザクセン・アンハルト州に構築された、2 層制と 3 層制の制度設計の差と、それぞれの制度を選択するに至った政策過程の差を明らかにする。

### 3. ブランデンブルク州

#### 3. 1. ドイツ再統一と新連邦 5 州

1989 年の DDR における体制移行過程は、大規模市民デモでのシュプレヒコールが「我々は主権者たる国民だ (Wir sind das Volk!)」から「我々は一つの国民だ (Wir sind ein Volk!)」へ、すなわち民主化要求からドイツ再統一を求めるものへと発展したように、急激に展開してゆき、1990 年 10 月 3 日のドイツ再統一の実現へと至った。

ドイツ再統一は、正確には連邦共和国 (西ドイツ) による基本法 23 条に基づく DDR 地域の編入によって実現した。これはかつて 1957 年にザールラント州がフランス占領下から復帰した先例に倣ったものである。基本法 23 条による再統一に至った理由は以下のとおりである<sup>11</sup>。まず当時の急激な国内・国際環境の変化の中であって、基本法 146 条で想定していたような新憲法制定による再統一では、それに要する時間的観点や関与するアクターの数の増加から、状況をより複雑化させかねなかった。また、基本法 23 条による編入であれば、連邦共和国としての体制にはなんら変

化はなく、戦後一貫して保持されてきた自由と民主主義に基づく西側陣営の一員としての信用を担保に、いわゆる「ドイツ問題 (Deutsche Frage)」の再燃の恐れを払拭することができると思われたからである。そして何より、1990 年 3 月 18 日に実施された DDR で初めての民主的選挙において、連邦共和国のコール政権と協調しての基本法 23 条による早期のドイツ再統一を掲げた政党連合である「ドイツ連合 (Allianz für Deutschland)」が大勝し政権を獲得したことが、この流れを決定付けた。

民主的に選出された DDR 人民議会において、基本法 23 条に基づく連邦共和国編入に備えるために、1990 年 7 月 22 日に州導入法 (Ländereinführungsgesetz) が可決された<sup>12</sup>。これは、新連邦州としての細部の州境界線は異なるものの、ほぼ 1952 年に廃止された 5 州の枠組みを再建するものであった。そもそもなぜ DDR 地域は 5 つの新連邦州に再編されたのかという先述の疑問について、当時の時間的制約の中で、1952 年まで存在していた 5 州の枠組みに則った州の枠組みを再建することが現実的な選択だったというのがその答えである。Wollmann(Hrsg.) (2002) に挙げられたような様々なオルタナティブを検討するような時間的余裕は無かったといえる。実際のところ、州の境界上に位置する 15 郡の所属を決めるだけで人民議会は紛糾したのである<sup>13</sup>。

5 つの新連邦州とは、本稿の考察の対象となるザクセン・アンハルト州、ブランデンブルク州の他、ザクセン州、テューリンゲン州、メクレンブルク・フォアポメルン州である。これら 3 州を加えての比較考察は、本稿を踏まえて次稿で実施する。

#### 3. 2. ブランデンブルク州の 2 層体制

ブランデンブルク州はその歴史を、789 年のカール大帝 (Karl der Große) によるエルベ川、ザーレ川進出から語り始め、初めて書物で言及されたのが 937 年、1237 年のベルリン市創立、1253 年のフランクフルト市 (Frankfurt an der Oder) 創立などを経て、30 年戦争後の 1640 年から後のヴィルヘルム大公 („Der große Kurfürst“ Friedlich Wilhelm) の統治、そしてその後継者プロイセン王フリードリッヒ I 世 (Friedrich I., König in Preußen) の 1701 年の戴冠にまで遡る<sup>14</sup>。ブラン

デンブルク州はこのような歴史的な観点から、2001年をプロイセン300周年として祝い、数多くの行事を実施している。

ブランデンブルクは第二次世界大戦後のソ連軍の占領下を経て1949年のDDR建国後、1952年までブランデンブルク州として存在した。しかし、社会主義政権によって1952年にDDRを構成する5州は解体され、14の県(DDR-Bezirk)からなる中央集権体制に再編された。

ドイツ再統一により新連邦州のひとつとなったブランデンブルク州は、旧DDRの14県のうち、旧ポツダム(Potsdam)県と旧フランクフルト(Frankfurt.a.O)県、一部を除く旧コト布斯(Cottbus)県の3県に、旧ノイブランデンブルク(Neubrandenburg)県と旧シュベリール(Schwerin)県から一部を編入して形成された<sup>15</sup>。同州の州面積は約2.9万km<sup>2</sup>に及び全ドイツ16州の中でも5番目の広さを有することになったものの、州人口は約260万人で11番目にとどまった。

1990年10月14日、新連邦州ではそろって初の州議会選挙が実施された<sup>16</sup>。他の4州いずれもCDUが第1党となったのに対し、ブランデンブルク州はSPDが36議席を獲得し第一党となった。ブランデンブルク州議会は全88議席で構成され、議会過半数確保のためFDP(6議席)および90年同盟(6議席)を加えた3党による連立政権となった。拒否権プレイヤー論の文脈で捉えれば、単一の制度的拒否権プレイヤーとしての州議会、あるいは党派的拒否権プレイヤーとして連立与党が政策過程を実質的に支配することになる。しかも本稿の対象とする2層制の行政構造構築を謳った「ブランデンブルク州行政組織および自治体憲章規定改正法(Gesetz zur Verwaltungsorganisation im Land Brandenburg und zur Änderung kommunalverfassungsrechtlicher Vorschriften)」は修正を経て、連立与党3党だけでなく、当時の野党PDS(民主社会主義党)の賛同も得て成立した<sup>17</sup>。県庁を設置しない2層制の行政構造は、連立与党だけでなくPDSにとっても、拒否権プレイヤー論でいうところの現状打破集合内、すなわち現状の政策(status quo)と同程度かそれよりも好ましい政策として認識されたといえる。

ところで、そもそもこの場合における現状の政

策とは何か。DDRの社会主義体制から決別し、新たに連邦構成州としての制度を構築するにあたって、新連邦州はそれぞれ在来連邦州と協定を結び制度構築の支援を受けることになった。在来連邦州から新連邦州へのいわゆる「制度移転(Institutionentransfer)」である<sup>18</sup>。本稿では、この在来提携州から新連邦州へもたらされた中層官庁についての制度設計を、拒否権プレイヤー論で用いられる概念としての現状の政策(status quo)であると認識する。在来州連邦側からの提携州としてブランデンブルク州を支援したのは、連邦共和国最大の規模を有するノルトライン・ヴェストファーレン(以下NRW)州である。NRW州はその規模ゆえに、州内に5つの県庁を有する3層制の行政構造をしている。ブランデンブルク州はこの制度を参考にしつつも、その最も肝要な部分については異なる制度を導入した。すなわち、県庁を置かない2層制の行政構造の構築である。拒否権プレイヤー論の文脈を交えて説明すれば、現状の政策の継続、すなわちNRW州からの3層制の行政構造の制度移転ではなく、2層制の行政構造への政策変更が実現したと認識できる。

ブランデンブルク州が政策変更を実現できたのは、全ての拒否権プレイヤーがそれに合意したからに他ならない。すなわち制度的拒否権プレイヤーとしての州議会における、実質的な党派的拒否権プレイヤーである連立与党による合意である。ブランデンブルク州が1991年の政策決定に際して県庁を置かない2層制の行政構造を選択したことについて、その根拠は以下にみるとおり、制度設計の内容についての評価である<sup>19</sup>。

まず提携州であったNRW州が有する5つの県庁の平均人口が、すでにブランデンブルク州全体の州人口を上回っていたことである。すなわち、規模の観点からみて、ブランデンブルク州は州行政をこれ以上小さな地域的枠組みに区分する必要がないと判断されたといえる。

ただし、県庁設置の有無は地域の規模のみによって判断されるべきではけっしてない。詳細はザクセン・アンハルト州の事例で述べるが、州の中層官庁として県庁には、州行政と自治体行政を効果的に結びつける「まとめ機能(Bündelungsfunktion)」が期待される。ブランデンブルク州がそれにもかかわらず3層制の行政制度構築を導



入しなかったのは、州から自治体へ行政事務の広範な移管をすること、具体的には「まとめ機能」を郡 (Landkreis) が担うことが期待されたのである。この考え方の背景には、一方で「スリムな (schlank)」州行政の実現と、他方で地域・市民密着型で身近な民主的統制による行政を自治体を通じて実現するという意図が込められていた。

とはいえ、再統一時点での新連邦州の自治体は一般的に、旧 DDR 統治時代を通じての地方自治の軽視により、きわめて小規模の枠組みのまま放置されてきた。それゆえ地方自治の主体として機能するためには「自治体再編 (Gebietsreform)」を必要とする状況であった。ブランデンブルク州は一般行政を担う中層官庁としての県庁を設置していなかったものの、自治体の枠を超える州の直接行政に関しては各省庁 (oberste Landesbehörden) の傘下に、州上級庁 (Landesoberbehörden) および州下級庁 (unteren Landesbehörden)、州施設 (Einrichtungen des Landes)、州営企業 (Landesbetriebe) が位置する、縦割りの2層制が採用され、現在に至っている<sup>20</sup>。

2層制と3層制の州行政構造の優劣については、Bogumil が指摘するように行政学者の間でもその評価は分かれている。本稿の目的も、2層制と3層制のどちらが優れているかを評価することではけっしてない。両者の違いを認識した上で、本稿の考察は、ブランデンブルク州が2層制を自州に適した制度であると評価し、2層制の機能という政策内容に基づいて、政策変更を実現したという点に重きをおく。加えて、このような政策指向の選好に対して異を唱え、政策過程の進行を阻止するような拒否権プレイヤーが出現しなかったという点も重要である。

#### 4. ザクセン・アンハルト州の州首都選定

##### 4. 1. ザクセン・アンハルト州の独自性

他の新連邦州が、千年を遡る歴史を有する地域的枠組みを基盤として構成されているのとは違い、ザクセン・アンハルト州を構成する地域としての歴史は、比較的短い。1945年に多くの地域はアメリカを中心とする連合軍により国家社会主

義体制から解放されたものの、事前のヤルタ会談等での合意に従い、米軍は撤退し戦後はソ連軍の占領下に置かれた。現在のザクセン・アンハルト州の大まかな地域的枠組みは、この時のソ連の占領政策に起因する。歴史を遡れば、ヴァイマル共和国当時のザクセン自由州 (Freistaat Sachsen) 以外のザクセン州 (Provinz Sachsen)、アンハルト自由州 (Freistaat Anhalt)、ブラウンシュヴァイク (Braunschweig) とテューリンゲン (Thüringen) の一部地域からザクセン・アンハルト州は構成されることになった。先に述べたとおり、1949年にDDRとして独立後、1952年までのDDRは5州体制を維持したが、同年に国土は中央集権的な14県体制へ再編された。ザクセン・アンハルト州を構成していた地域はマクデブルク県とハレ県の2県に分割された。

1990年のドイツ再統一により、ザクセン・アンハルト地域は再び、ドイツそしてヨーロッパの地理的かつ歴史的な「真ん中 (mittendrin)」に位置することとなった<sup>21</sup>。宗教改革の発祥の地としての歴史を有し、戦後のドイツ分断を克服し、全ドイツ共有の歴史的文化圏の一部としての地域意識が徐々に再認識されつつある。ザクセン・アンハルト州再建時点での規模は、再統一後の全ドイツ16州の比較において、州人口は約270万人弱で9番目、面積は約2万km<sup>2</sup>で8番目の大きさであり、上述のブランデンブルク州とほぼ同程度の規模の州となった。

それにもかかわらず、ブランデンブルク州の2層制とは対照的に、3層制の行政構造を選択し、しかも3つの県庁の設置するという差が生じたのはなぜであろうか。

ザクセン・アンハルト州が提携した在来連邦州のニーダーザクセン州とザールラント州については、ザールラント州が大戦後のフランス占領地域がドイツに復帰したという歴史的経緯から、人口約100万人の小規模州であり県庁を有さなかった一方で、ニーダーザクセン州は州人口800万人、面積は連共和国で2番目の大きさを有する。当時は4つの県庁を有していた<sup>22</sup>。

ブランデンブルク州とは異なり、拒否権プレイヤーの概念で言うところの現状の政策 (status quo) としてのニーダーザクセン州の3層制の行政構造を、ザクセン・アンハルト州は制度移転す

ることを選択したといえる。また、ザクセン・アンハルト州は一方で、ザールラント州の州特別庁(Landessonderbehörde)という枠組みも導入し、両州からの制度が並立することになった。すなわち、現状の政策からの政策変更は実現しなかったということになる。ザクセン・アンハルト州について、ここまでの考察では、なぜ政策変更が実現しなかったかの根拠について、2つの可能性が考えられる。すなわち、現状の政策が妥当であると評価され、よって政策変更の必要がないと判断されたか、あるいは政策変更が必要が認識されていたにもかかわらず、拒否権プレイヤーの存在によって政策変更が実現しなかったか、のいずれかの可能性である。

上の問いに迫るため、本稿の考察の焦点は3層制の行政構造の制度設計、具体的には3つの県庁を設置するに至った政策過程に移る。そして、この政策過程には、州首都の選定過程が深く関与していたことを明らかにする。

#### 4. 2. ザクセン・アンハルト州議会選挙

ザクセン・アンハルト州における拒否権プレイヤーを明らかにするため、1990年10月14日に実施されたザクセン・アンハルト州として初めての州議会選挙の結果を概観する<sup>23</sup>。

選挙制度は比例代表連用制で有権者はそれぞれ2票投じ、第1票で小選挙区の候補者へ、第2票は政党へ投票する。選挙結果を決定づけるのはむしろ第2票で、州議会の全99議席を第2票の結果に従い各党に比例配分する。この際、小政党の乱立を防ぐために得票率5%を超えた政党にのみ

議席が配分される。一方、第1票の対象となる小選挙区は全49議席あり、各党は第2票で獲得した議席数を小選挙区からの当選者から配分し、小選挙区からの当選者数を上回る議席数には候補者名簿から配分するしくみである。よって、小選挙区での勝敗は、小選挙区からの当選者数が比例代表制に基づく獲得議席数を上回るいわゆる超過議席(Überhangmandat)が発生しない限り、州議会全体としての議席数配分には影響しない。

しかしこの州議会選挙ではCDUは小選挙区で48議席と圧勝し、比例代表での得票率から配当されるべき議席数を3議席上回った。この場合ザクセン・アンハルト州議会選挙は連邦議会とは異なり、州議会全体の議席配分をより比例代表からの議席配分に近づけるため、CDU以外の政党にも4議席の均衡議席(Ausgleichsmandat)が追加配分され、州議会議席総数は99議席から計7議席上回る106議席となった。

表1は、州議会選挙の結果をまとめたものである。第一党となったCDUはFDPとの連立で過半数を確保し、政権を担当することとなった。

先にドイツにおいては比例代表選が選挙の大勢を決定付けると指摘したが、これから考察する州首都選定へ至る過程に限っては、CDUの州議会議員のほとんどが小選挙区選出であったことが、出身選挙区の利益を代表する代議員(Mandat)としての動機を生み、拒否権プレイヤーとしてこれに影響を及ぼした可能性も考えられる。

#### 4. 3. 州首都選定

1990年10月3日のドイツ再統一、14日の初の

表1. 1990年ザクセン・アンハルト州州議会選挙結果

政党名	比例得票率	議席数
CDU (Christlich Demokratische Union Deutschlands)	39.0%	48 議席 (全議員小選挙区当選)
SPD (Sozialdemokratische Partei Deutschlands)	26.0%	27 議席 (小選挙区から1 議席)
PDS (Partei des Demokratischen Sozialismus)	12.0%	12 議席
FDP (Freie Demokratische Partei - Die Liberalen)	13.5%	14 議席
緑の党 / 新フォーラム (Grüne Liste/Neues Forum)	5.3%	5 議席
【得票率5%以下の政党には比例議席配分なし】		106 議席 (うち小選挙区 49 議席)

出典：ザクセン・アンハルト州統計庁に基づき著者作成

州議会選挙を経て、28日に初の州議会が召集され、ザクセン・アンハルト州の議会制民主主義は、その歴史的な一歩を踏み出した。場所は Dessau 市のヨハン・フィリップ・ベッカー兵舎である。初めてにふさわしく、まず暫定的議事運営規則 (Vorläufige Geschäftsordnung) を採択することから始めなければならず、州議会議長、副議長などの選出、州憲法制定までのつなぎとなる暫定的州政府権力規制法 (Gesetz über die vorläufige Ordnung der Regierungsgewalt im Land Sachsen-Anhalt) の採択、州首相の選出と続いた<sup>24</sup>。

初代州首相に選出されたギース (Gerd Gies) は就任演説において「我々は共に、我らが故郷の抱える喫緊の問題に対する素早い解決策を見出すよう努めなければならない。10月14日に我々に信頼を寄せてくれた市民の期待は高い。最初の数年は簡単にはいかないだろう。多くが求められるだろう。しかし、勇気と結束と神のご加護をもって、我々はこれを成し遂げん。ザクセン・アンハルトはすぐに再び、ドイツの中心たる花咲く大地 (blühendes Land) となろう。これこそ私が率いる政府の目標であり、ここに私はあなた方の支持をお願い申し上げる」と述べた<sup>25</sup>。花咲く大地 (blühende Landschaft) が訪れるとは、もともとコール連邦首相の言葉使いであり、当時の人々の期待感や高揚感を端的に表現し、しかし統一ドイツがその後90年代の不況に見舞われた際には、一転して揶揄の対象となった引用句である<sup>26</sup>。

そしてこの日の最後の議事が州首都の選定であった<sup>27</sup>。当初はマクデブルク市とハレ市で争われる予定であったが、Dessau 市が立候補に必要な35議員を上回る38名の議員の署名を集めたため、3都市で争われることとなった<sup>28</sup>。州首都への選定には有効投票の過半数を必要とし、いずれもこれに達しない場合には上位2都市の決選投票をおこなうこととされた。

投票前に一部議員からこの選定方式についての動議がなされた<sup>29</sup>。すなわち採決には3分の2の多数を要するとし、決選投票でも決着がつかない場合、再び3位だった都市も加えて投票をやり直すというものである。この選定方式修正案ではその根拠として、「ザクセン・アンハルト州首都 (Landeshauptstadt) をめぐるここ数ヶ月の対立は、すでに少なからぬ不利益をもたらしている。

僅差の得票で首都が選定されるようなことがあっては、更なる緊張をもたらしかねない。説得力のある大差で選定された首都でなければザクセン・アンハルト市民には受け入れられない。そのような (大差の) 投票であれば、感情のしこりを取り除くことに寄与し、州のしっかり調和の取れた発展を導くことになろう」と訴えていた。

ここに記された表現を見る限りでも、州首都選定をめぐる駆け引きが深刻化していたことがうかがえる。しかし、この州首都選定方式についての修正動議は、議場での挙手採決による多数で否決された。

投票には106議員全員が参加し、第1回目の投票ではマクデブルク51票、ハレ42票、Dessau 12票、棄権1票で、過半数の54票にいずれの都市も達しなかったため、最下位のDessauを除いて決選投票がおこなわれた。決選投票では、マクデブルク57票、ハレ49票でマクデブルクが過半数を獲得して州首都とされた。カイトル (Keitel) 州議会議長は開票結果を報じマクデブルクを祝福すると共に、「ザクセン・アンハルト州はDessauとハレにも責任感を持って確実に一定の州政府官庁を設置します」と述べ、両都市への配慮を示した<sup>30</sup>。

この州首都の選定過程を拒否権プレイヤー論の文脈で説明するなら、制度的拒否権プレイヤーとしての州議会において、政策過程における実際の党派的拒否権プレイヤーとして機能したのは、政党ではなく、各都市のそれぞれの支持派であったといえよう。とくに、Dessau 市を候補都市に推薦することに38名の議員が署名していながら、実際の第1回目の投票においては12票しか投票されず、これに棄権1票を合わせた13票の内、決選投票では6票がマクデブルク、7票がハレ市へ流れた。棄権票を投じた議員が決選投票でどちらに投票したのかは不明だが、もし当該議員がハレ市へ投票していたと仮定した場合、Dessau 投票者はマクデブルクが過半数を獲得することを認識した上で、票を両都市へ2分させたとも思われる。すくなくとも、第1回投票でDessauに投票した議員が、決選投票の結果を左右したと言える。このような党派的拒否権プレイヤーとしての行動は、次節にみる3県庁の設置をめぐる議論にも影響を及ぼすことになる。



## 5. ハレ、マクデブルク、デッサウの 3県庁の設置

### 5. 1. 県庁不要論

1991年1月17日、マクデブルク市に整備された州議会議事堂で、第7回の州議会が召集された。ここで、州政府が予定している3県庁の導入に対して、SPDにより、県庁設置について州議会内務委員会に送付して再検討することを求めるという提案がなされた<sup>31</sup>。

SPDの主張は、そもそも県庁設置の場合には設置法などの立法措置が必要であるとの立場からなされ、実際の質疑では、県庁設置に反対の立場から議論を展開した。SPD会派を代表して質問に立ったのは、後の1994年の政権交代で州首相となるラインハート・ヘプナー(Reinhard Höppner)議員であった。

ヘプナー議員が反対理由としてあげたのは以下の3点である。第1に、旧体制からの(余剰)職員を(査定もせずに)引き継ぐことは容認できない。第2に、郡協議会など自治体側は県庁の設置に反対しているのに、上から押し付けても上手くいくわけがない。第3に、マクデブルク市とハレ市の対立が再燃しかねない。その上、デッサウ市にまで第3の県庁設置を認めると深刻な争い(Krieg)になりかねない。よって、州議会の内政委員会に送付して、今一度議論すべし、という主張であった。

一方で、残る2つの党会派であるPDSと90年同盟・緑の党は、代表質問に立つことを棄権し、議論を静観する姿勢を見せた。3県庁設置をめぐる議論は、典型的な政党間での衝突とは異なる枠組みで進行していたのである。

### 5. 2. 県庁の暫定的な必要論

CDUを連立で支えるFDPからはブッフホルツ(Wolfgang Buchholz)議員が質問に立ち、FDPの信条として常に官僚主義には反対の立場であると前置きしつつも、SPDの提案に反対の立場を表明した。その根拠としては以下の2点を挙げた。第1に県庁設置には立法措置を必要とせず、

そもそも県庁は州政府としての行政機関であり、地方自治を侵害するものではない。第2に現状の自治体構造は郡の数もまだ多く、自治体改革を実施して受け皿としての体制を整えるまでは、広域行政に関して県庁は必要である。

CDUの代表質問がこれに続いた。CDUからの質問に立ったクルト・ベッカー(Curt Becker)議員は州議会議員であると同時にナウムブルク(Naumburg)市長を兼任していた<sup>32</sup>。ベッカー議員の発言はFDPによる現状で県庁は必要という論理から、更に踏み込んだものであった。すなわち、「県庁がいつまで必要かの期限について具体的な日時を設定することは危険である。期限についてはすでに州首相の政府方針演説(Regierungserklärung)で『下位の行政機関が組織されるまで、基礎自治体を作り上げて行政権力として適切に行使されるようになるまで、県庁は維持しなければならない』と表明されている。私にはもちろん更に加えて言及しておくべきことがあります。それは、あらゆる期限の設定は質の高い公務員の持続的な求心力を危険にさらすことになるということです。というのも、誰があらかじめ期限の設定された職場を好むでしょうか。また職員に対する福利厚生(Fürsorge)の観点からも明確に言及されるべきでしょう。』<sup>33</sup>

更に在来連邦州の先例を挙げて、自らの立場を正当化した。すなわち、「県庁についての歴史を振り返るなら、バーデン・ヴュルテンベルク州で1952年に制定された県庁法は、『暫定的県庁設置に関する法律(Gesetz über Bildung vorläufiger Regierungspräsidien)』という法律名であります。もうすぐ1992年です。バーデン・ヴュルテンベルクにはもちろん現在も4県庁があります。このことから偶然ではなく明確に県庁の価値を時間の流れとともに認識できます。』<sup>34</sup>

郡協議会(Kreisräte)など自治体側からの県庁設置への反対の声に対しては「愚かな牛だけは自ずから肉屋(屠畜場)を求める(Nur die dümmsten Kälber suchen sich ihren Metzger selber)」ということわざを引き合いに出して批判した。意味としては「墓穴を掘る」に近いところがある。

「問題は何よりもこういうことかもしれない。私の確信するところでは、このような制度に対す



る考え方が、地方自治のおかれた状況についての誤った評価からなされている。自治体側は今もってヴェンデ (Wende)<sup>35</sup>の頃の認識でものを言う、すなわち実質的な地方自治など全く存在せず、あらゆることが全て国家行政だった (旧 DDR) の頃である。はっきりさせなければならないのは、我々は今や2本立ての行政を有しているということである。つまり自治体行政と州行政である。そして自治体行政ではなく州行政の枠組みを担当する、政府の実質的な機能について、啓蒙的な仕事 (Aufklärungsarbeit) を成し遂げなければならない。<sup>36</sup>」

DDR 当時の過酷な独裁体制を振り返れば、自治体の言い分にも同情はするが、機能的な州行政を構築するために合理的な制度設計が必要であるという訴えである。

### 5. 3. 県庁の機能的な必要論

ベッカー議員は県庁設置に賛成の立場からそれを必要とする機能的な根拠として以下を挙げた<sup>37</sup>。

第1に、県庁は中層官庁として「まとめ機能 (Bündelungsfunktionen)」を担う。すなわち県庁は州政府で様々な省庁に割り振られた公務を、下位レベルで再び一括して取り扱う。中層官庁での担当業務の一括化 (Bündelung) は仲介機能ならびに調整機能を高める。というも州の省庁レベルではしばしば、具体的な法律や計画の実施に際しての調整 (Koordinierung) は想定されていないからである。

第2に、県庁を導入することにより、省庁は行政事務から解放され (befreien) て本来の任務たる事業の計画発案 (Planung oder Anregung) および法案の下地作り (Vorbereitung)、監査措置の実施に集中できる。

第3点については、「これこそ野党にとってとても重要となりうる。」と前置きした上で、省庁の任務が自然と政治的に強く影響されるのに対して、下位レベルの官庁は地方の実情に直面する。連邦在来州の経験から学ぶところでは、県庁はその位置づけと機能からして政治化せずいられる。

最後に、3つの県庁は歴史的に培われた地域に根ざしつつ、3県庁体制によってザクセン・アンハルト全体として共に発展することに資する。県庁は中層官庁として第一線で行政事務を担う一方

で、さらに下位レベルの行政に対する監査機能 (Aufsichtsfunktion) を義務付けられている。市民にとって県庁は異議申し立て先 (Widerspruchsbehörde) として特に重要であり、下位レベルの行政手続きに対する異議申し立てがあった場合には法的措置に照らして審査する。

以上をもって、ベッカー議員は目的合理性に照らして特定の設置法は必要なく、すでに議論は尽くされているので内政委員会への送付は必要ないとして、SPD の提案を拒否するとした。上記3点の機能面からの県庁必要論は、文頭の先行研究で紹介した Bogumil や Jann などの県庁必要論者の議論と一致するものであり、広範に認められた議論である。

### 5. 4. 3つの県庁設置

SPD, FDP, CDU の各会派からの発言が一巡した後も、SPD のシュインデル (Walter Schindel) 議員は更なる質疑を申し出た。差し当たり論点となったのは設置法が必要であるか否かについてである。続いてハレ市と県庁が3つ必要か否かについてが争点となった<sup>38</sup>。

シュインデル議員は、ニーダーザクセン州憲法 (当時) の第43条2項に「一般州行政の一般的構築ならびに地域的枠組み形成には立法を要する。」とあることを指摘、ザクセン・アンハルト州でも県庁には設置法が不可欠ではないかと質した。CDU のベッカー議員はニーダーザクセンの事例を認めた上で、それでも立法措置を要するか否かは、当該の州議会それぞれの判断によるべきだと反論した。シュインデル議員がこのように設置法を義務付ける規定は他の在来連邦州の州憲法いづれにも存在すると食い下がった。ベッカー議員はこれに対し「我々が目下のところ抱える難点は、まだ州憲法がないということです。州憲法が制定されるまで待ていうのか。もし州憲法にそのような条文が盛り込まれれば、自ずとそれに合わせるようになるでしょう。しかし現状ではまだ州憲法がないのです。」<sup>39</sup>と、やや詭弁気味の応答をした。もちろんこれには、シュインデル議員は同じくこの本会議に提出されている州会計検査院設置法 (Gesetz über den Landesrechnungshof) が見込まれる州憲法の規定を前提とした内容であることを指摘し、これとの矛盾を追及した。ベッカ

一議員は、州財務省は目下の憲法の有無に関わらず予算関連の立法をするのは当然であり、自身やシュインデル議員も含めて州議会運営委員会（Geschäftsordnungsausschuß）で州憲法を見込んでの議論は当たり前であり、誰もが州憲法の早期制定を望んでいる、という旨の応答をした。

SPDのピュヘル（Manfred Püchel）議員から、州政府は県庁についての議論を尽くしたと主張している点に関して、複数の県庁ではなく単一の州行政庁（Landesverwaltungsamt）として設置するという方式についての議論もなされたのか、と質問した。この州の中層官庁として単一の州行政庁を設けるとするのは、テューリンゲン州が導入することになった方式である。これにハレ市に近いナムブルク市の市長でもあるベッカー議員は次のように応じた。「私としては喜ばしいことです。ハレ市が州首都ではなくなってから、今一度このテーマを扱えることは。」議場に笑い声が起ると「少なくとも（ハレ市は）県庁の一つになる」と更に笑いを誘った。州行政庁について今後検討される場合にはその所在地としてハレ市が想定されることを前提とした発言をしつつ、ザクセン・アンハルト州の一市長として、州の交通・電話・郵便網を鑑みた現状では3県庁体制が望ましいと応答した。ピュヘル議員は更に、2県庁体制の可能性について質した。ベッカー議員は現状ではマクデブルク市を中心とする州北部、ハレ市を中心とする州南部、そしてデッサウ市を中心とするアンハルト地方に対応するために政府として3県庁に決めたとしつつ、数年後の再検討の余地も残した。

またSPDのアンゲルベック（Jürgen Angelbeck）議員から、ベッカー議員のハレ市に好意的な発言に対して、ハレ市が単一行政庁の所在地足り得るのかと追及され、ベッカー議員は、組織論としてはあり得ると応答した。

反対意見はSPDからだけではなく、CDUのシェンク（Peter Schenk）議員も、そもそも県庁などなくても省庁のそれぞれの管轄で業務遂行できるのではないかと厳しく批判した。ベッカー議員は一地方政治家であり一市長として本心からの発言として「小規模自治体市長や行政担当者は皆、ハレ市あるいはマクデブルク市、デッサウ市に一本電話をすることで情報が得られれば喜ばし

く、それこそ本当に必要としているのです」<sup>40</sup>、と州下の自治体がおかれた困難な状況を訴えた。

この後も人事面などをめぐりいくつかの質疑応答がなされた。最終的に採決では、県庁設置に関して内政委員会へ送付して検討する旨のSPDの提案は、反対37票、賛成32票で否決された。ザクセン・アンハルト州は、3県庁を設けた3層制の行政構造を選択したのである。反対票がCDUおよびFDPの議席数を下回り、一方で賛成票はSPDの議席数を上回ったことから明らかなように、この議論は政党間の枠組みを必ずしも政策に反映したものではなかった。すなわち、ここでも州首都選定過程と同様に、政党の枠組みを反映しない党派的拒否権プレイヤーが存在していたということになる。

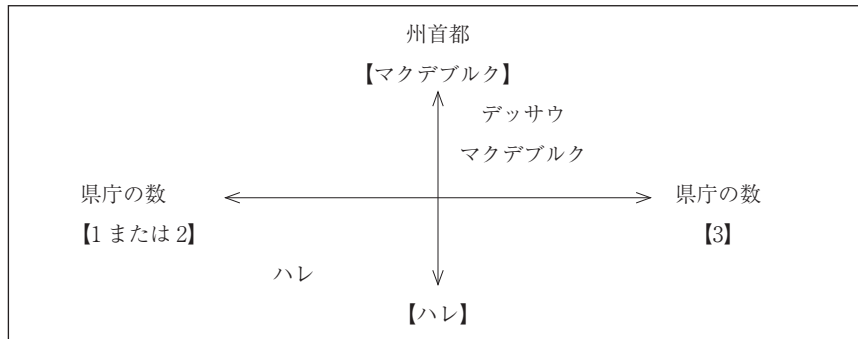
## 6. 州首都選定と3県庁の設置

州首都選定と3県庁の設置をめぐる議論が相互に影響していたと判断する根拠は以下の通りである。その焦点はアンハルト地方である。デッサウ市を中心とするアンハルト地域は、1212年のアンハルト侯国を起源とし、2012年をもって800年を数える、歴史を有する地域である<sup>41</sup>。戦後のソ連占領下ではザクセン・アンハルト州の一部として、DDR建国を経て、1952年の5州の廃止と14県制による統治下では、ハレ県の一部として扱われてきた。DDRの民主化からドイツ統一に至る過程で、アンハルト地域における民主主義の復活は、地域としての自治意識の復活も意味していたのである。

一方で、マクデブルク市とハレ市は共に同規模の都市であり、それぞれに歴史を有し、言わばライバルとして、互いを意識する関係にあった<sup>42</sup>。

ここで州首都選定と県庁の設置をめぐる、図1に示すように、ハレとマクデブルク、デッサウの3者間で以下の図のような関係が生じたと考えられる。すなわち、図の縦軸は州首都をめぐる争うマクデブルク市とハレ市の関係を、横軸は県庁設置をめぐる、単一の州行政庁あるいは2県庁設置案と、デッサウ市を含めた3県庁設置案との関係を表している。縦軸ではハレ勢とマクデブル

図1 州首都選定と3県庁設置におけるアクター



出典：筆者作成

ク勢が、横軸ではハレ勢とデッサウ勢が対立関係となる。この3者間の関係を通じて、マクデブルク勢がデッサウ勢の支持を得て州首都選定でハレ勢に勝利し、一方のデッサウ勢はマクデブルク勢の支持によりハレ市とは別個にアンハルト地方の中心都市であるデッサウ市に独自の県庁を獲得することにつながったのである<sup>43</sup>。ハレ勢の立場からすれば、2次元の政策空間でそれぞれの対抗勢力の連合によって、両方の争点で敗北することになったといえる<sup>44</sup>。

拒否権プレイヤー論の文脈で説明すれば、州首都選定と県庁設置の2つの政策軸双方において、ハレ勢は2対1で破れ拒否権プレイヤーとしての立場を維持できなかった。一方でマクデブルク勢とデッサウ勢は拒否権プレイヤーとして振舞うことができた。その結果、双方の「現状打破連合あるいは現状打開圏 (the winset of the status quo)」の交差点、すなわち州首都マクデブルクとデッサウ市を含めた3県庁設置という両拒否権プレイヤーの選好を反映した政策が実現したといえよう。

また、ザクセン・アンハルト州が3層制の州行政構造を採用したことについては、ブランデンブルク州と同様に制度設計の内容に基づいた判断であったかどうか、本稿の考察からは明らかにならない。先にも述べたように、2層制と3層制の行政構造の優劣をめぐっては、行政学者の評価を含めてその判断が分かれるところであり、本稿もその優劣を判定することを目的とはしない。この前提を踏まえれば、クルト・ベッカー議員が主張した県庁必要論は、3層制の行政構造を支持する立場からすれば、すくなくともザクセン・アンハルト

ト州に中層官庁が必要であるという主張として十分に説得力のあると評価できる。しかしこれは3県庁設置についての十分条件ではあるが、必要条件とはいえない。なぜなら、ザクセン・アンハルト州の中層官庁が必要であると仮定しても、単一の州行政庁あるいは2県庁体制、3県庁体制という選択肢が残るからである。

ベッカー議員の引用を信じるなら、ザクセン・アンハルト州における3県庁の設置はその制度設計の内容に照らして選択された制度ということになる。しかし一方で、本稿は州首都選定とアンハルト地方の扱いをめぐる拒否権プレイヤー間の政策過程における取引から、3県庁の設置が選択された可能性があることを明らかにした。

更にいえば、個々の州議会議員の中には、制度設計の内容に照らせば3層制よりも2層制の方がふさわしいと認識していながら、党派的拒否権プレイヤーの一員として自らの選好、すなわち州首都や県庁所在地の獲得を実現するために3県庁の設置案に賛同した議員が居た可能性も否定できないだろう。すなわち、3県庁の設置は、制度内容によってではなく、政策過程そのものの結果として導き出された可能性がある。

また拒否権プレイヤー論から導かれる一般的傾向として、拒否権プレイヤーの数が多ければ、あるいは拒否権プレイヤー間の選好の隔たりが大きい程、政策変更は困難になるといわれる。この指摘を本稿の考察で検証するなら、ブランデンブルク州がNRW州の3層制から2層制への政策変更を実現できたのに対し、ザクセン・アンハルト州がニーダーザクセン州の3層制からの変更をおこなわず制度を移転した、すなわち2層制か3層制

かの選択をめぐる政策変更が実現しなかったのは、州内の党派的拒否権プレイヤーが互いに牽制しあう位置関係にあったからである、と解釈できるかもしれない。

Tsebelis (2002) や König and Troeger (2005) でも指摘されているように、実際の拒否権プレイヤーの選好がどこに位置しているかを正確に突き止めることはしばしば困難であり、慎重に評価しなければならない。本稿の考察はすくなくとも、ブランデンブルク州の2層制が制度設計の内容に則して採用されたのとは対照的に、ザクセン・アンハルト州の3層制かつ3県庁を有する行政構造は、州首都の選定過程も含めた、政策過程そのものに影響されて選択された制度である可能性がある、ということを示唆した。もちろんこの考察は、政策の内容についてのみの比較分析だけでなく、拒否権プレイヤー論を用いての政策過程そのものに対するアプローチをこれに組み合わせることによって、導かれた結論である。

## 7. その後の両州

### 7. 1. その後のブランデンブルク州

ここまで、ブランデンブルク州の2層制の州行政の構築と比較しつつ、ザクセン・アンハルト州が3県庁を有する3層制の州行政構造を選択したことについて考察した。両州の州行政構造がその後どのように発展しているかについて、具体的には次稿にて詳述することになるが、概観としては以下のように、ここでも両州で対照的な進展がみられる。

ブランデンブルク州は、90年代以降自治体再編を進めつつ、州の行政構造としては一貫して2層制を維持している。筆者には、2層制の州行政構造を堅持しつつ、行政事務の受け皿および地方自治の基盤としての自治体改革を推進するという行政改革の方向性が一貫して推移している印象を受ける。それは、後述のザクセン・アンハルト州の度重なる政権交代とは対照的に、ブランデンブルク州は一貫してSPDを中心とした連立政権が継続してきたこととも、関連するのではないか。

ブランデンブルク州はこれまでに1990年、1994

年、1999年、2004年、2009年と5回の州議会選挙が実施され、いずれもSPDが第一党の座を確保し、常に州政権を担当している<sup>45</sup>。初代州首相マンフレッド・シュトルペ (Manfred Stolpe) は、1990年から1994年まではSPD、FDP、90年連合 (Bündnis 90) の3党連立政権を率いた後、1994年州議会選挙で大勝してSPD単独政権を実現した。1999年には再び過半数割れたものの、議会第2党のCDUと大連立を結成した。しかし、シュトルペ州首相は任期半ばの2002年に同じくSPDのマティアス・プラツェック (Matthias Platzeck) に州首相の座を譲った。プラツェック州首相はSPDとCDUによる連立政権を引き継いだ後、2009年の州議会選挙を経て、連立相手をCDUからDIE LINKE (統一左派あるいは左翼党) へ組み替え、現在に至っている。このようにブランデンブルク州では、1990年から現在まで歴代の州首相は現職を含めて僅か2人のみで、常に第一党のSPDが、時期によって連立相手を組み替え、あるいは単独で州政権を担当してきている。

これはSPDが拒否権プレイヤーあるいはアジェンダ設定者として一貫して政策領域での存在感を維持し続けているということを示す。ただし、以下に見るように、典型的な追加的拒否権プレイヤーとしての州住民投票の実施や、拒否権プレイヤー自身の選好が変遷しうることも考慮しなければならない。

90年代には、ブランデンブルク州はベルリン州と共に両州の合併を目指したものの、1996年の両州での州住民投票に際し、ベルリン側の賛成にもかわからず、ブランデンブルク側の規定賛成票率に達しなかったため、挫折に終わるということもあった。両州の合併は現時点ではもはや現実的な政策目標として掲げられることはないが、それでも両州の「協力関係の及ぶ範囲は、ドイツの連邦主義において、唯一無二である」<sup>46</sup>と誇るとおり、共同都市計画 (gemeinsame Landesplanung) やベルリン州の外縁に位置する区 (Bezirk) とそれを囲むブランデンブルク州の郡との自治体近隣改革 (kommunales Nachbarschaftsreform)、ベルリン・ブランデンブルク国際空港事業<sup>47</sup>などが推進されている。

またブランデンブルク州内では、2001年の6



つの州教育庁 (staatliche Schulamt) の設置に際し、それぞれの州教育庁が担当する管区に合わせて、ブランデンブルク内を6つの行政地域 (Verwaltungsregion) にまとめる構想があった<sup>48</sup>。とはいえ、この6行政地域構想は県庁の設置につながるようなものではなく、ブランデンブルク州内の特定州下級庁 (sonstige untere Landesbehörde) などの行政組織の管轄区割りが各省庁ごとに異なり、それぞれ6区以上あるいは6区以下だったものを、6つの行政地域を基準としたものに整理することが目標とされた。しかし、近年の更なる州行政改革の進展により、すでに大半の特定州下級庁は解体あるいは州上級庁 (Landesoberbehörde) へ統合されるなどしており、現在は州税務署 (Finanzamt) と上述の州教育庁を残すのみとなっている<sup>49</sup>。今後、6つの州教育庁が単一の州教育庁 (Landesschulamt) へ統合される場合には、6つの行政地域は早くもそその役目を終えることとなる。

2001年以降の行政地域の変遷をめぐっては、2002年に連立政党観の齟齬も一因として州首相が交代したこと、プラツェック州首相が前首相から引き継いだ路線から踏み出し、2009年には連立相手の組み換えをしたことなども、背景として挙げられようが、これについての詳細は次稿で考察することとする。

## 7. 2. その後のザクセン・アンハルト州

ブランデンブルク州と比較して、ザクセン・アンハルト州は政権交代が繰り返されて現在に至っている。そして詳細は次稿に述べるが、90年、2000年代を通じて、自治体の再編と州の中層官庁の制度改革が積み重ねられている。ザクセン・アンハルト州の自治体制度は、基本的に郡および「郡に属さない市 (Kreisfreie Stadt)」から構成される<sup>50</sup>。郡の傘下には小規模の市町村 (Gemeinde) があり、市町村はその規模に応じていくつかの形式の広域行政をおこなうしくみである。規模の大きい市は郡に所属せず、州下にはこの「郡に属さない市」が3都市ある。当然、マクデブルク市、ハレ市、デッサウ市である。

ザクセン・アンハルト州議会選挙はこれまで、1990年、1994年、1998年、2002年、2006年、2011年と実施されている。しかし、ギース初代

州首相は1991年にシュタージ関与疑惑で辞任、後任も続かず、州議会の単一の任期中に3人の州首相が政権を率いた。このような頻繁な州首相の交代はドイツにおいては非常に珍しい事例である。しかし、DDR統治時代から引き継いだ枠組みの自治体を再編することは急務であった。

1994年1月1日より、ザクセン・アンハルト州下の自治体数は37から21に統合再編された。また郡の傘下にある市町村 (Gemeinde) の合併も平行して推進され、その数は1305から1033へ約21%の減少となった。これは、県庁設置の根拠の一つとされた機能的な自治体制度を整備するという目的に合うものであった。前章にみた暫定的な県庁必要論は、ここにその根拠を失うか、あるいは県庁に取って代わるにはさらなる自治体再編が必要との論点に立つことになったといえる。

一方で、同じ1994年に実施された第2回州議会選挙では、CDUとFDPは合わせて議会過半数の確保に失敗し下野した。これに替わりSPDが州政権を担当することになった。州首相となったのは、前章で県庁不要論を唱えていたヘブナーである。ヘブナー州政権は1994年から1998年までは、90年同盟・緑の党との連立政権、1998年から2002年までは単独で政権を担当した。しかしこの8年間、ヘブナー州政権は州議会過半数に満たない少数政権であった。ゆえにPDSによる閣外協力 (Toleranz von PDS) を必要としていた。マクデブルクモデルあるいは、保守陣営からは「赤い靴下」と揶揄され、SPDの選好する政策がすみやかに実現できる環境ではなかった。PDSが拒否権プレイヤーとして機能していたといえよう。このような状況下で、県庁改革および自治体再編についても目覚ましい進展は見られなかった。

そして、2002年の州議会選挙ではCDUとFDPが合わせて州議会過半数を獲得し、両党による連立政権が州政権を奪還した。ここで再び行政改革が進展した。両党の連立協定の方針に従い、2004年1月1日をもって3つの県庁は、上述の州議会の議論でもすでに言及されていた、単一の中層官庁としての州行政庁 (Landesverwaltungsamt) へ整理統合された。3県庁だけでなく、ザールラント州の制度をモデルに設置されていた22の州特別官庁も同時に、この州行政庁へ統合された<sup>51</sup>。これはザクセン・アンハルト州に

おける一連の行政改革における最大の構造改革であり、「競争力をまとめること（Bündelung der Kompetenzen）こそが州行政庁の強みである」と謳われている。この州行政庁の所在地はハレ市とされ、デッサウ市とマクデブルク市にも一部の機能が残された。かつて県庁を設置したアクター自身が、これを制度転換したのである。90年代以降の自治体再編の進行などを背景として、拒否権プレイヤーの選好自体が変化すると捉えられよう、本稿冒頭のKönig and Troegerの指摘どおり、時と共に拒否権プレイヤーの選好が変遷することの好例であろう。

2006年の州議会選挙では、CDUとFDPは再び合計で州議会過半数を確保することができなかった。ここでザクセン・アンハルト州の政党政治は新たな道を選択した<sup>52</sup>。すなわち、CDUはFDPとの連立を解消し、SPDとの連立政権を組閣したのである。これ以降、ザクセンアンハルト州はCDUの州首相が率いるSPDとの連立政権が継続している。さらに2007年に再び自治体再編が実施され、1994年に再編された21郡はさらに半減されることになった。2011年の州議会選挙の結果、CDUとSPDの連立政権が続くこととなった。両党による連立協定では、次回の州議会選挙後まで3層制の行政構造に変更がないとされているものの、州行政庁の機能をめぐっては、両党間の重要争点の一つとなっている。

## 8. おわりに

本稿はザクセン・アンハルト州とブランデンブルク州の中層関庁としての県庁設置の有無について考察した。とくにザクセン・アンハルト州が、なぜ県庁の設置を選択し、しかも3つの県庁を設置するに至ったかについての経緯を、州首都選定をめぐるとの関連も含めて考察した。これにより、ブランデンブルク州が提携する在来連邦州の制度を参考にしつつ、制度設計の内容に則した選択の結果、2層制の州行政構造を実現したのは対照的に、ザクセン・アンハルト州は、制度設計の内容だけでなく、拒否権プレイヤーをめぐるとの政策過程そのものも作用して3県庁を有する3層

制の行政構造が導入された可能性があると結論付けた。

さらにその後の両州の中層官庁をめぐるとの展開についても概観し、ブランデンブルク州がSPDの州首相の政権下で相対的に安定して推移しているのに対し、ザクセン・アンハルト州は州政権の交代が繰り返され、それとともに県庁や自治体の再編が実施されながら現在に至っていることを明らかにした。

本稿の考察を踏まえつつこれからも、90年代以降の自治体再編、2000年代以降の県庁改革について、ザクセン・アンハルト州とブランデンブルク州のみならず、他の新連邦州および、在来連邦州の事例も含めて、ドイツ連邦共和国の行政構造の多様性が生み出す躍動について考察していく。

一連の考察が、ひいては本稿の文頭で触れた、日本における道州制論議における無意識の前提、すなわち、道州制の制度設計における都道府県の一律廃止あるいは存続という全国一律の制度が無意識の前提とした二者択一の議論について、これを止揚する、第三の答えへの手掛かりとなるかもしれない。そもそも、地方分権という本来の目的に鑑みれば、それぞれの道州が府県の存廃について、それぞれ異なった制度を自らの判断によって構築する自由こそが求められるのではないか。

もちろん日独両国を単純に比較することはできないということを前提としつつ、それでもドイツの中層官庁の多様性についての、本稿および今後の更なる考察が、その可能性への幾ばくかの貢献を成すことを期する。

### [注]

- 1 中層官庁（Mittelinstanz）の名称すら、州によって Regierungsbezirk, Regierungspräsidium など多様であるが、本稿では、州と自治体（郡・市町村）の中間に位置すること、州下の複数に区分された地域の一般行政を担う州の行政機関であり、日本の都道府県のような議会を有する自治体ではない、という観点から、これを「県庁」と訳す。一方、DDR当時の14のDDR Bezirkは、社会主義体制下ではあったものの、制度的には議会を有する自治体であったため、これを「県」と訳す。
- 2 S.97-103, Bogumil und Jann(2009)
- 3 S.246-257, Bogumil (2007)
- 4 自治体レベルでのNSMの進展は、90年代以降の本格

- 化から十数年を経て、例えば Bogumil und Kuhlmann (2006) による、その成否両面を見据えつつ今後に期待する評価や、Kuhlmann und Wollmann(2006) による、行政ならびに行政学がこれまで見過ごしてきたこととして、行政改革で生じる取引コストを評価することの重要性を指摘するものなどがみられる。
- 5 S.11-12, Ellwein und Hesse(Hrsg.)(1985)
- 6 Hesse(2011a) および Hesse(2011b)
- 7 S.92-107, Wollmann (Hrsg.)(2002)
- 8 Tsebelis(2002) および、真柄・井戸監訳 (2009), 寺迫 (2007), 寺迫 (2012) 参照
- 9 p.47-75, König and Troeger(2005)
- 10 S.786-793, Bull(2009)
- 11 ドイツ再統一に際しての基本法 23 条方式と DDR 旧 5 州の再導入については、寺迫 (2009)
- 12 Verfassungsgesetz zur Bildung von Ländern in der Deutschen Demokratischen Republik (Ländereinführungsgesetz), 22.07.1990
- 13 Die Volkskammersitzung vom 22.7.1990, MDR Themenseite „Damals im Osten Mitteldeutschland-1945 bis heute“ <[http://www.mdr.de/damals/archiv/artikel98820\\_page-1\\_zc-43c28d56.html](http://www.mdr.de/damals/archiv/artikel98820_page-1_zc-43c28d56.html)>
- 14 Ministerium des Innern Brandenburg (MI) <<http://www.verwaltungsmodernisierung.brandenburg.de/cms/detail.php/bb2c.513670.de#Geschichte>>
- 15 旧コト布斯県を構成していた一部の郡はザクセン・アンハルト州およびザクセン州へ編入された。また旧シュペリーン県と旧ノイブランデンブルク県の大半は旧ロストック (Rostock) 県と共にメクレンブルク・フォアポメルン州となった。
- 16 Der Landeswahlleiter/Landesabstimmungsleiter <<http://www.wahlen.brandenburg.de/cms/detail.php/lbml.c.301125.de>>
- 17 S.500-517, Plenarprotokoll 1/10, 20.02.1991, 10.Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode  
S.1265-1271, Plenarprotokoll (PIPr) 1/16, 07.05.1991, 16.Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode,  
Verhandlungspunkte und Beschlüsse (BePr) 1/16, 07.05.1991, 16.Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode,  
Gesetzentwurf der Landesregierung, Gesetz zur Verwaltungsorganisation im Land Brandenburg und zur Änderung kommunalverfassungsrechtlicher Vorschriften, Drucksache1/77, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode, 15.02.1991 等
- 18 167-169 頁, 縣 (1992) あるいは, S.11-21,Kühnlein(1997) 等
- 19 Ministerium des Innern Brandenburg(MI), Michael Zwölfer 氏への取材
- 20 Gesetz über die Organisation der Landesverwaltung (Landesorganisationsgesetz(LOG))(von 2004), § 3, § 10-15, および Landesverfassung des Landes Brandenburgs § 96, § 97
- 21 S.92-95,Wilfried Welz(1999)
- 22 2004 年末をもって 4 県庁は廃止され、2005 年よりニーダーザクセンは 2 層制の州行政構造へ移行
- 23 Landeswahlleiter/Statistisches Landesamt <<http://www.stala.sachsen-anhalt.de/wahlen/lt90/index.html>>
- 24 S.1-15, Plenarprotokoll (以下 PIPr) 1/1, 28.10. 1991, 1. Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 25 S.15, PIPr1/1, 28.10. 1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 26 コール首相が 1990 年 7 月 1 日の「通貨・経済・社会同盟」発行に際してのテレビ演説において「通貨・経済・社会同盟こそが、生活条件の早急かつ広範な向上のチャンスを提供し、これを保証するでしょう。共に努力することで成し遂げられるでしょう、メクレンブルク・フォアポメルン, ザクセン・アンハルト, ブランデンブルク, ザクセン, テューリンゲンをすぐに再び花咲く大地 (blühende Landschaft) とすることを。そこで生きがい, 働きがい, 得られることを。」と述べたのが最初とされる。Helmut Kohl, Konrad Adenauer Stiftung <<http://helmut-kohl.kas.de/index.php?msg=555>>
- 27 S.15-17, PIPr1/1, 28.10. 1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt および Beschluß des Landestages von Sachsen-Anhalt, Drs. 1/01/8B, PIPr 1. Tagung 28.10.1990
- 28 Antrag von Abgeordneten zur konstituierenden Sitzung des Landtages Sachsen-Anhalt am 28.10.1990, Drucksache (以下 Drs). 1/8, PIPr1/1 28.10.1990
- 29 Antrag von Abgeordneten zur konstituierenden Sitzung des Landtages Sachsen-Anhalt am 28.10.1990, Drs.1/9, PIPr1/1. 28.10.1990
- 30 S.16, PIPr1/1, 28.10. 1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 31 S.266-273, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt および Antrag von der Fraktion der SPD, Drs.1/93, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 32 Oberbürgermeister und Bürgermeister von Naumburg seit 1814 <<http://www.stadt-naumburg.de/Stadtgeschichte/LGeschOB.html>>
- 33 S.269, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 34 S.269, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 35 Die Wende とは、直訳すれば「転換」で、1989 年から 90 年の旧 DDR の民主化からドイツ再統一へ至る、例えばベルリンの壁崩壊など、社会・経済あるいは価値観までも含めての大転換を経験した一連の事象を総じて、この一語に込めて表現する。
- 36 S.269, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 37 S.269-270, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag

- von Sachsen-Anhalt
- 38 S270-273, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 39 S270, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 40 S271, PIPr1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- 41 Stadt Dessau-Roßlau, Anhalt 800 (<http://www.anhalt800.de/anhalt800/startseite/>)
- 42 ハレ市は州内最大の住民数を有する都市であることを強調しつつも、統計見通しによれば将来的にマクデブルク市に市民数でも並ばれる可能性について、地元紙が記事にすることも多い。寺迫(2011a)
- 43 Mitteldeutsche Zeitung, 1990年10月29日 第1-3面, 2000年9月5日第4面, 2005年第3面
- 44 Landesverwaltungsamt des Landes Sachsen Anhalt, Konrad Latz氏, Peter Kuras氏取材
- 45 Der Landeswahlleiter/ Landesabstimmungsleiter (<http://www.wahlen.brandenburg.de/cms/detail.php/lbm1.c.294757.de>)
- 46 Landesredaktion Berlin-Brandenburg.de (<http://www.berlin-brandenburg.de/politikverwaltung/projekte/index.html>)
- 47 開港3週間前に防火設備の監査に不合格だったため、当初の開港日程は再び延期となり、現時点でのベルリン・ブランデンブルク国際空港予定は2013年3月。
- 48 Ministerium des Innern Brandenburg(MI), Michael Zwölfer氏への取材
- 49 LOG des Landes Brandenburg §11
- 50 自治体再編が進んでいるとはいえ、ザクセン・アンハルト州の自治体の規模は、日本の平均的なそれ比べると非常に小さい。寺迫(2011b)
- 51 S.4-5, Landesverwaltungsamt des Landes Sachsen-Anhalt(2004)
- 52 CDUとSPDによる連立政権を一般的には大連立と呼ぶが、ザクセン・アンハルト州ではSPDは議会第2党の議席数を確保していない。第2党はDIE LINKE(旧PDS)である。ザクセンアンハルト州だけでなく、各州あるいは連邦レベルでのドイツ政党政治における議会過半数の確保や、新連邦州における州政権の連立枠組みをめぐって、DIE LINKEの存在は非常に重要な要素となっている。寺迫(2010)
- Gesetz über die Organisation der Landesverwaltung (Landesorganisationsgesetz(LOG)) (von 2004)
- Plenarprotokoll 1/16, 07.05.1991, 16.Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode
- Plenarprotokoll 1/10, 20.02.1991, 10.Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode
- Verhandlungspunkte und Beschlüsse (BePr 1/16), 7. 05. 1991, 16. Sitzung, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode
- Verfassung des Landes Brandenburg vom 20. August 1992
- Land Sachsen-Anhalt-
- Antrag von Abgeordneten zur konstituierenden Sitzung des Landtages Sachsen-Anhalt am 28.10.1990, Drucksache. 1/8, PIPr1/1 28.10.1990
- Antrag von Abgeordneten zur konstituierenden Sitzung des Landtages Sachsen-Anhalt am 28.10.1990, Drucksache. 1/9, PIPr1/1. 28.10.1990
- Antrag von der Fraktion der SPD, Drucksache.1/93, PIPr 1/7, 17.01.1991, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt
- Beschluß des Landestages von Sachsen-Anhalt, Drs. 1/01 /8 B, PIPr 1. Tagung 28.10.1990
- Plenarprotokoll 1/1, 28.10.1990, 1. Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode
- Plenarprotokoll 1/7, 17.01.1990, 1.Beratung, Landtag von Sachsen-Anhalt, Erste Wahlperiode
- Verfassung des Landes Sachsen-Anhalt vom 16. Juli 1992
- Sonstiges-
- Verfassungsgesetz zur Bildung von Ländern in der Deutschen Demokratischen Republik (Ländereinführungsgesetz), 22.07.1990
- Mitteldeutsche Zeitung, 1990年10月29日 第1-3面, 2000年9月5日第4面, 2005年第3面
- Bogumil, Jörg(2007): Verwaltungsstrukturereformen in den Bundesländern. Abschaffung oder Reorganisation der Bezirksregierung ?, In : Zeitschrift für Gesetzgebung, S.246-257
- Bogumil, Jörg. und Sabine Kuhlmann (2006) : Wirkungen lokaler Verwaltungsreformen – Möglichkeiten und Probleme der Performanzevaluation, In : Werner Jann, Manfred Röber und Hellmut Wollmann (Hrsg.), Public Management – Grundlagen, Wirkungen, Kritik, edition sigma, Berlin, S.349-370
- Bull, Hans Peter. (2009) : Über den Beitrag der öffentlichen Verwaltung zur Nationalbildung – Das Beispiel Deutschland, In : Die Öffentliche Verwaltung – Zeitschrift für öffentliches Recht und Verwaltungswissenschaft, 62. Jahrgang Heft 19, S786-793

## 参考文献

-Land Brandenburg-

Gesetzentwurf der Landesregierung, Gesetz zur Veraltungsorganisation im Land Brandenburg und zur Änderung kommunalverfassungsrechtlicher Vorschriften, Drucksache1/77, Landtag Brandenburg, Erste Wahlperiode, 15.02.1991



- Ellwein, Thomas. und Joachim Jens Hesse (Hrsg.)(1985) :  
Verwaltungsvereinfachung und Verwaltungspolitik,  
Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden,
- Hesse, Joachim Jens.(2011a) : Der Staat in der Fläche -  
Landesverwaltung ohne Mittelinstanz?, Nomos Ver-  
lagsgesellschaft, Baden-Baden
- Hesse, Joachim Jens.(2011b) : Handlungs- und zukunfts-  
fähige Kommunalstrukturen - Der Fall Niedersachsen,  
Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden
- König, Thomas and Vera E. Troeger (2005) : Budgetary  
Politics and Veto Players, In : Swiss Political Science  
Review 11(4), p.44-75
- Kuhlmann, Sabine. und Hellmut Wollmann (2006) : Trans-  
aktionskosten von Verwaltungsreformen: ein „missing  
link“ der Evaluationsforschung, In : Werner Jann,  
Manfred Röber und Hellmut Wollmann (Hrsg.), Public  
Management - Grundlagen, Wirkungen, Kritik, editi-  
on sigma, Berlin, S.371-390
- Kühnlein, Gertrud.(1997) : Verwaltungspersonal in den neu-  
en Ländern, edition sigma rainer bohn verlag, Berlin
- Landesverwaltungsamt des Landes Sachsen-Anhalt(Hrsg.)  
(2004) : Projekte, Daten und Fakten 2004 Landesver-  
waltungsamt-die zentrale Mittelbehörde, Ö-Konzept,  
Halle(Saale)
- Rasch, Björn Erik. and George Tsebelis (ed.)(2011) : The  
Role of Governments in Legislative Agenda Setting,  
Routledge
- Schmidt-Eichstaedt, Gerd. (1990) : Das Gesetz über die  
Selbstverwaltung der Gemeinden und Landkreise in  
der Deutschen Demokratischen Republik vom 17. Mai  
1990, In : Zeitschrift Deutsches Verwaltungsblatt, 105.  
Jahrgang, Carl Heymanns Verlag, köln Berlin Bonn  
München, S848-855
- Tsebelis, George. (2002) : Veto Players - How Political Ins-  
titutions Work, Russel Sage Foudatiton
- Welz, Wilfried. (1999) : Das Land „mittendrin“ Sachsen-An-  
halt, In : Die Bundesländer 50 Jahre Bundesrepublik,  
Zeitschrift Der Bürger im Staat, 49 Jahrgang Heft  
1/2, Landeszentrale für politische Bildung Baden-  
Württemberg, S.92-95
- Wollmann, Hellmut (Hrsg.)(2002) : Länderneugliederung -  
Ein Modell für Ostdeutschland, Leske+Budrich, Opla-  
den
- 縣公一郎 (1992) 「統一後ドイツの協調的連邦主義—ル  
トライン・ヴェストファーレン州とブランデンブルク  
州の水平的協力を実例に一」, 『年報行政研究』, 第27  
号
- 寺迫剛 (2007) 「第5章 拒否権プレイヤー論」, 縣公一  
郎, 藤井浩司編『コレクク政策研究』成文堂, 81 -  
108 頁
- 寺迫剛 (2009) 「ドイツ新連邦州 (旧 DDR) における州制  
度の導入および発展と, 日本における道州制の導入を  
めぐる現状」『早稲田政治公法研究』第90号, 120 -  
140 頁
- 寺迫剛 (2010) 「ドイツ政党政治の枠組みにおける DIE  
LINKE の定着」『早稲田政治公法研究』第94号, 77  
- 97 頁
- 寺迫剛 (2011a) 「第3章 コンパクトシティの行政—富山  
市・ハレ市」井手英策編『雇用連帯社会—脱土建国家  
の公共事業』岩波書店, 95 - 128 頁
- 寺迫剛 (2011b) 「コンパクトシティとしてのザクセン・ア  
ンハルト州ハレ市」『早稲田政治公法研究第96号』,  
43 - 58 頁
- 寺迫剛 (2012) 「第5章 ツェベリスの拒否権プレイヤー  
論」, 岩崎正洋編『政策過程の理論分析』三和書籍,  
81 - 96 頁
- 真柄秀子, 井戸正伸監訳, ジョージ・ツェベリス著 (2009)  
『拒否権プレイヤー』早稲田大学出版部
- インターネット (2012年6月1日現在) -  
Der Landeswahlleiter/ Landesabstimmungsleiter <[http://  
www.wahlen.brandenburg.de/cms/detail.php/lbm1.  
c.294757.de](http://www.wahlen.brandenburg.de/cms/detail.php/lbm1.c.294757.de)>
- Helmut Kohl, Konrad Adenauer Stiftung <[http://helmut-  
kohl.kas.de/index.php?msg=555](http://helmut-kohl.kas.de/index.php?msg=555)>
- Landesredaktion Berlin-Brandenburg.de <[http://www.  
berlin-brandenburg.de/politik-verwaltung/projekte/  
index.html](http://www.berlin-brandenburg.de/politik-verwaltung/projekte/index.html)>
- Landesverwaltungsamt des Landes Sachsen-Anhalt  
<<http://www.sachsen-anhalt.de/index.php?id=11143>>
- Landeswahlleiter/ Statistisches Landesamt von Sachsen-  
Anhalt <[http://www.stala.sachsen-anhalt.de/wahlen/  
lt90/index.html](http://www.stala.sachsen-anhalt.de/wahlen/lt90/index.html)>
- MDR Themenseite „Damals im Osten Mitteldeutschland-  
1945 bis heute“ <[http://www.mdr.de/damals/archiv/  
artikel98820\\_page-1\\_zc-43c28d56.html](http://www.mdr.de/damals/archiv/artikel98820_page-1_zc-43c28d56.html)>
- Oberbürgermeister und Bürgermeister von Naumburg  
seit 1814  
<[http://www.stadt-naumburg.de/Stadtgeschichte/  
LGeschOB.html](http://www.stadt-naumburg.de/Stadtgeschichte/LGeschOB.html)>
- Stadt Dessau-Roßlau, Anhalt 800 <[http://www.anhalt800.  
de/anhalt800/startseite/](http://www.anhalt800.de/anhalt800/startseite/)>

寺迫 剛 (てらさこ 剛)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 日本行政学会

研究分野 行政学

主要著作 『コレク政策研究』 縣公一郎・藤井浩司編, 成文堂 (2007年)  
「第5章 拒否権プレイヤー論」81-108頁著。

『分権と自治体再構築—行政効率化と市民参加—』 坪郷實, ゲジー  
ネ・フォリヤンティ=ヨスト, 縣公一郎編, 法律文化社 (2009年)  
「第2章 改革圧力の下にあるドイツの地方自治」ヨルク・ボグミ  
ル著, 31-42頁訳。

『日本の自治体外交—日本外交と中央地方関係へのインパクト—』  
ブルネンドラ・ジェイン著, 今村都南雄監訳, 敬文堂 (2009年)  
「第6章 ハード外交」249-294頁訳。

『雇用連帯社会』 井手英策編, 岩波書店 (2011年) 「第3章 コン  
パクトシティの行政—富山市・ハレ市」43-58頁著。

『政策過程の理論分析』 岩崎正洋編, 三和書籍 (2012年) 「第5章  
ツェベリスの拒否権プレイヤー論」81-96頁著。

「ドイツ統一過程の考察に向けた分析モデルの構築」『早稲田政治  
公法研究』第74号 (2003年), 221-263頁。

「ドイツ統一過程についての考察—両ドイツ間政策の競合と収斂」  
『早稲田政治公法研究』第78号 (2005年), 43-85頁。

「ドイツ新連邦州 (旧DDR) における州制度導入および発展と,  
日本における道州制の導入をめぐる現状」『早稲田政治公法研究』  
第90号 (2009年), 120-140頁。

「ドイツ政党政治の枠組みにおけるDIE LINKEの定着」『早稲田政治  
公法研究』第94号 (2010年), 77-97頁。

「コンパクトシティとしてのザクセン・アンハルト州ハレ市」『早  
稲田政治公法研究』第96号 (2011年), 43-58頁。